処 分 基 準

平成17年7月19日作成

法 令 名:道路交通法

根 拠 条 項:第51条の13第2項

処 分 の 概 要:駐車監視員資格者証の返納命令

原権者(委任先):山口県公安委員会

法 令 の 定 め:

確認事務の委託の手続等に関する規則第14条

処 分 基 準:

駐車監視員資格者証の交付を受けた者が法第51条の13第2項各号のいずれかに該当する事実が認められた場合には、当該事実が発生するに至った背景、当該事実の是正の可否、是正の見込み、再発のおそれ等諸般の事情を勘案して、同資格者証の返納命令の適否を判断する。

ここで同項第3号の規定に基づいて駐車監視員資格者証の返納を命ずる場合とは、 故意による駐車監視員資格者証の不携帯、自己又は他人の利益を図るための放置車両 の見逃し、自己又は他人の利益を図るための重大な秘密の漏洩等その態様、動機等か らみて悪質な法令違反、義務の不履行をいう。

問 い 合 わ せ 先:山口県警察本部交通部交通指導課

備 考: